

第49号議案

蒲郡市国民健康保険税条例の一部改正について

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和5年6月16日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方税法施行令等の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

蒲郡市国民健康保険税条例（昭和32年蒲郡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第26条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第26条の2中「第27条の2及び第29条」を「第27条の2第1項及び第29条第1項」に改める。

第27条の2第2項中「いう。）」の次に「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」を加える。

第29条第1項の表第6号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

附則第2項中「第26条第1項」を「第26条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項中「第26条第1項の」を「第26条の」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の蒲郡市国民健康保険税条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（適用区分）

2 改正後の蒲郡市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。